

刈谷労働基準監督署発表
平成30年3月16日

違法な時間外労働の疑いで書類送検

刈谷労働基準監督署（署長 ^{ひがし} 東 ^{ゆうじ} 裕二）は、平成30年3月16日、下記の容疑者を労働基準法違反の疑いで名古屋地方検察庁岡崎支部に書類送検した。

記

1. 容疑者

有限会社瑞豊（ゆうげんがいしやみずゆたか）
（所在地：愛知県岡崎市明大寺本町四丁目33番地）
同社 統括担当（38歳）

2. 違反条文

労働基準法第32条第1項、第2項
労働基準法第119条第1号（罰則）
労働基準法第121条第1項（両罰規定）

3. 事件の概要

容疑者は、所在地に本店を置き、愛知県安城市三河安城南町1丁目18番10及び愛知県安城市御幸本町7番4に店舗を置いて一般飲食店を営んでいるが、労働者1名に対し、労働基準法第36条に定める労使協定を締結し、これを届け出ることなく、平成28年12月11日から平成28年12月17日までの間、1週40時間を超えて3時間48分、また、平成28年12月16日において1日について8時間を超えて2時間23分、平成28年12月17日において1日について8時間を超えて2時間2分の時間外労働を行わせた疑い。

4. 参考事項

近年、長時間労働や仕事のストレスによって、過重な負荷がかかり、脳・心臓疾患やうつ病を発症する事案が多くみられ、働き過ぎによる健康障害の問題が深刻化している。さらに、過重労働に係る労働者からの相談・情報が依然として多く寄せられ、脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災認定件数も高水準で推移している。

そのため、労働基準行政の重点課題においては、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づき、労働時間、健康管理等に関する法令の遵守の徹底を図り、時間外・休日労働の削減、労働者の健康管理に係る措置の適切な実施等、過重労働による健康障害を防止するための指導を重点的に行っているところである。

当署では、今後とも、過重労働による健康障害防止対策を引き続き積極的に推進するとともに、悪質な法違反に対しては、厳正な態度で臨むこととしている。

5. 違反法条文

労働基準法第32条第1項（労働時間）

「使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。」

労働基準法第32条第2項（労働時間）

「使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について8時間を超えて、労働させてはならない。」

労働基準法第119条第1号(罰則)

「次の各号の一に該当する者は、これを6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第32条の規定に違反した者（抜粋）」

労働基準法第121条第1項(両罰規定)

「この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。」

6. 参考条文

労働基準法第36条第1項(時間外及び休日の労働)

「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間又は第35条の休日に関する規定にかかわらず、その協定

で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。(抜粋)」